

東区内 自治会長・町内会長 様

東区地域支援課長

## 令和 8 年度 自治会・町内会長研修会の開催について(ご案内)

時下、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より区政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、持続可能な地域コミュニティづくりへ向けて、自治協議会等をはじめ自治会・町内会への様々な支援に取り組んで行きたいと考えております。

その一環として、自治会長・町内会長の皆様を対象に、研修会を下記のとおり開催いたしますので、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 日時・内容

| 回 数   | 日 時                                | 内 容                                                                           |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回 | 令和 8 年 12 月 13 日(日)<br>10:00~11:30 | 認可地縁団体事務について<br>地方自治法第 260 条の2第1項の規定により認可を受けた地縁による団体の、法に基づく運営とは・・・？           |
| 第 2 回 | 令和 8 年 12 月 13 日(日)<br>14:00~15:30 | 地域に住む外国人との交流について<br>～ことばの壁をこえて声をかけ合えるまちに～                                     |
| 第 3 回 | 令和 8 年 12 月 14 日(月)<br>10:00~11:30 | 地域のつながりが、災害から命を守る<br>～いざという時に支えあえる地域を目指して～                                    |
| 第 4 回 | 令和 8 年 12 月 14 日(月)<br>18:00~19:30 | デジタルツールを活用した自治会・町内会活動<br>～デジタルの力を借りて町内会の課題解決、負担軽減！～                           |
| 第 5 回 | 令和 8 年 12 月 15 日(火)<br>10:00~11:30 | 地域福祉活動における個人情報共有について<br>社会福祉協議会による出前講座がここで受けられます。<br>個人情報の取扱いが不安、よく分からない・・・？！ |

※各回で内容が異なります。希望する回にご参加ください(複数回に参加可能)。

※先着順(各回定員 40 名程度)のため、定員を超えた場合は、調整やお断りする場合がありますのでご了承ください。

2 場 所 東区役所 別館3階 301会議室(東区箱崎2丁目54-1)

※駐車場は保健所側入り口から立体駐車場2階をご利用ください。

3 参加申込 別紙「参加申込書」で令和8年 12 月 4 日(金)までに電話・メール又は FAX  
でお申し込みください。

<電 話> 092-645-1041 <FAX> 092-645-1042

<メール> [t-shien.HIWO@city.fukuoka.lg.jp](mailto:t-shien.HIWO@city.fukuoka.lg.jp)

4 問い合わせ先 東区地域支援課地域支援係 担当 桜嶋 (電話 092-645-1041)